

市街化調整区域では原則、建築物の建築や用途変更などできません！

市街化調整区域では、一部の例外を除いて、次の行為は禁止されています。**不動産の売買、賃貸、飲食店開業、事務所開設等**をお考えの方はご注意ください。

- ◇新たに建築物を建築すること
- ◇既存建築物の用途を変更して使用すること
- ◇第一種特定工作物を設置すること

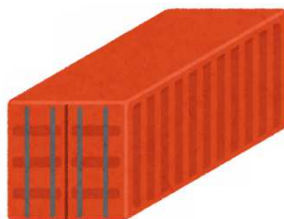
※市街化調整区域のある市町村は裏面参照

建築物(建築基準法)とは

「屋根」と「柱もしくは壁」を有するものです。基礎の有無にかかわらず、以下に例示するような簡易なものも建築物に該当します。許可なく建築すると**都市計画法違反**のおそれがあります。例示のもの以外で、建築物に該当するかどうか不明な場合は、建築基準法を所管する窓口(管轄の県土整備事務所の建築指導課等)までご相談ください。

<建築物の例>

プレハブ、ユニットハウス、コンテナ、単管パイプ等で組み立てたもの、車庫、小屋、簡易倉庫、簡易物置、随時かつ任意に移動できないトレーラーハウス など



違反した場合・・・

- ◇自分で撤去などの是正をしなければならない



※是正されない場合

- ◇命令(違反者の公表)



※命令違反

- ◇罰則(罰金、拘禁刑)

【お問い合わせ先(北九州市、福岡市、久留米市を除く市町村)】

福岡県 建築都市部 開発・盛土指導課

開発第一係、第二係

TEL:092-643-3715

Mail:kaihatu@pref.fukuoka.lg.jp

※北九州市、福岡市、久留米市については、各市が問い合わせ先になります。

市街化調整区域のある市町村(北九州市、福岡市、久留米市を除く)

※ご相談は所在市町村の都市計画部局までお願いします。
(対象地が市街化調整区域内であるか、市街化調整区域になった基準日はいつか、その他の規制など)

市町村名	担当課	電話番号
大牟田市	都市計画課(区域の位置に関すること)	0944-41-2782
	建築住宅課(許可に関すること)	0944-41-2797
中間市	都市計画課	093-246-6261
小郡市	都市計画課	0942-73-9118
筑紫野市	都市計画課	092-557-5134
春日市	都市計画課	092-584-1111(代表)
大野城市	都市計画課	092-580-1867
宗像市	都市計画課(区域の位置に関すること)	0940-36-1484
	都市再生課(許可に関すること)	0940-36-9777
太宰府市	都市計画課	092-921-2121(代表)
古賀市	都市整備課	092-942-1119
福津市	都市計画課	0940-62-5036
みやま市	都市計画課	0944-64-1532
糸島市	都市計画課	092-332-2077
那珂川市	都市計画課	092-408-7996
篠栗町	都市整備課	092-947-1219
志免町	都市整備課	092-935-1099
新宮町	都市整備課	092-963-1735
久山町	都市整備課	092-976-1111(代表)
粕屋町	都市計画課	092-938-0208
苅田町	都市計画課	093-434-6521